

診療施設開設届（第1号様式）の記入上の注意

記入に当たっては、以下の注意事項を参考に該当する箇所すべてについて記入し、診療施設開設届は、**開設後10日以内に届け出る**こと。

1 開設者の住所・氏名

- (1) 開設者が法人の場合には、法人代表者の氏名は省略し、公印を捺印する。
- (2) 開設者が個人の場合には、居住している住所と氏名を記入し、捺印する。
- (3) 法人の場合、代表者が獣医師免許の登録を有していても無に○を付すこと。

2 診療施設

- (1) 開設場所は、ビル等についてはその名称、階層等を記入する。
- (2) 開設年月日は開設した日を記入する（往診診療者も記入する）。

3 管理者（獣医師であること）

- (1) 管理者は、管理する診療施設に通える範囲内に住所地があること。
- (2) 一人の獣医師は、原則として1ヶ所の診療施設のみを管理する。
- (3) 獣医師免許証の写し〔裏書があれば両面の写し（A4に縮小）〕を添付する。獣医師登録年月日は、裏書があれば裏書の登録年月日を記入する。
（写しとの照合のため、免許証（原本）の確認を行います。）

4 診療の業務を行う獣医師（管理者以外の獣医師）

- (1) 研修獣医師等を含む診療に携わるすべての獣医師について記載する。
- (2) 届出獣医師全員の獣医師免許証の写し〔裏書があれば両面の写し（A4に縮小）〕を添付する。獣医師登録年月日は、裏書があれば裏書の登録年月日を記入する。
（写しとの照合のため、免許証（原本）の確認を行います。）

5 診療の業務の種類

- (1) 産業動物：牛、豚、馬、鶏、うずらが主要な診療対象動物である場合。
- (2) 小動物：犬、猫、小鳥が主要な診療対象動物である場合。
- (3) その他：上記以外は()内にフェレット、魚類、爬虫類等、対象動物を記入する。

6 法人の定款又は寄附行為

開設者が法人の場合のみ記入し、定款の写しを添付する。

7 最寄り駅からの案内図

診療施設までの地図（目印になる駅や建物等があればそれを含む）を添付する（手書きでなくても可）。

8 構造設備の概要及び平面図（平面図を添付）

- (1) 建物の構造は、鉄筋コンクリート、木造、軽量鉄骨等記入する。
- (2) 診療施設の面積は、㎡で記入する。
- (3) 診療施設の平面図は、受付、診察室、X線室、手術室、入院室等を記入し、奥行き・間口をm等で記載し、主な設備（診察台、X線装置、薬品棚、ケージ、検査機器等）を図面にプロットする。
- (4) 逸走防止設備、伝染病等感染防止設備、消毒設備、調剤を行う施設及び手術施設等については有・無に○を付ける。

9 診療

- (1) 診療日は、月～土、無休等、診療時間は、Am、Pm；○：○～○：○と記入する。
- (2) 診療費規定を定めている場合には、その写しを添付する。

10 麻薬及び向精神薬使用の有無

品名が不明の場合には成分名を、保管状況は、鍵のかかる棚・薬品棚等と記入する。

11 その他

診療施設を持たない場合には、往診診療専門と記入する。

12 エックス線装置の有無

エックス線装置を設置している場合には、有に○をし、第2号様式を添付する。